

西遊佐風力発電事業に係る環境影響評価方法書への意見について

1 全般的事項

- (1) 環境影響評価の手続きを進めるにあたっては、地域住民に対し丁寧な説明を行うなど誠意ある対応を行うこと。また、評価にあたっては、必要に応じて地域住民への聴き取り調査を行うこと。
- (2) 調査、予測及び評価を進めるなかで、より高度な知見が必要となった場合には、専門の学識経験者等からの意見を聴くこと。
- (3) 環境影響の予測にあたっては、できる限り定量的な手法を用いること。

2 事業特性及び地域特性

- (1) 局地的な強風や落雷等による風車の破損・落下事故等の予防対策及び万一事故が発生した場合の対応について、準備書に記載すること。
- (2) 風力発電施設の基礎部の構造を明らかにするとともに、基礎構造物による地下水の流動への影響について調査を行うこと。

3 大気環境（騒音、低周波音）

- (1) 風力発電施設の稼働による騒音、低周波音については、温度や湿度などの気象条件により音の伝播の特性が異なることから、予測にあたっては、季節ごとの気象条件を考慮するとともに、騒音、低周波音が最大となる時期や季節を考慮した予測及び評価を行うこと。
また、1回の調査期間については、十分な影響予測が可能な期間となるよう設定すること。
- (2) 対象事業実施区域の周辺には既に稼働している7基の風力発電施設が存在することから、騒音、低周波音については、既存の7基の風力発電施設との複合的な影響についても予測及び評価を行うこと。特に、比子地区は、対象事業実施区域に最も近い居住地区であることから、十分な調査と予測、評価を行うこと。
- (3) 窒素酸化物については、遊佐一般環境大気測定局の観測データの解析及び整理としているが、工所用資材の搬出入や建設機械の稼働による影響が適切に予測できる調査地点を選定し調査すること。なお、選定した調査地点は準備書に記載すること。

4 その他の環境（重要な地形及び地質）

対象事業実施区域は庄内砂丘に設定されており、事業の実施に伴う地形の改変による飛砂量や堆砂状況等の変化等が懸念されることから、「重要な地形及び地質」を評価項目として追加すること。

5 動植物、生態系

- (1) 生コンの搬入にあたっては、連続して約150台のダンプトラックの運行が計画されていることから、遊佐町十里塚地区の海岸から対象事業実施区域までの資材搬入による動植物への影響についても調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 鳥類の調査にあたっては、夜間を含め、調査対象とする種の特徴に合わせた調査時間帯を設定すること。
- (3) バードストライクについては、対象事業実施区域及びその周辺における鳥類やコウモリ類の生息、飛翔状況等を十分に調査し、衝突リスクを予測及び評価すること。なお、その際、他の風力発電施設における保全措置等の事例についても参考とすること。

- (4) オオタカについては、山形県レッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ類となっており、対象事業実施区域の東側で計画されている酒田都市計画道路酒田遊佐線の環境影響評価においても、その生息や繁殖等への影響について配慮された経緯があることから、今回の環境影響評価においても、十分な調査と影響の予測及び評価を行うこと。
- (5) 庄内砂丘ハマニンニクーコウボウムギ群落は、山形県レッドデータブックの植物群落・植物個体群立地調査で選定されている危急度の高い群落であり、当該風力発電事業に伴う改変エリアにも含まれることから、当該群落への影響についても調査、予測及び評価を行うこと。
- (6) 庄内砂丘のクロマツ林については、砂防林として地域住民の生活に欠かせないこと、また、特定植物群落調査報告書（昭和54年：環境庁）において重要な植物群落として選定されていることから、当該事業による影響について十分な調査、予測及び評価を行うこと。
- (7) 風力発電施設の影による海浜植物への影響についても、「施設の存在」欄の評価項目として追加すること。
- (8) 植生調査については秋季を予定しているが、クロマツ林内にはスゲ類が多く生育することから、これらの同定が可能となるよう調査時期を考慮すること。

6 景 観

対象事業実施区域は、「鳥海国定公園第三種特別地域」に含まれることから、景観への影響については、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（平成25年3月：環境省）を十分踏まえたうえで予測及び評価を行うこと。

7 その他

- (1) 工事用資材搬出入車両が走行する遊佐町十里塚地区内における住民の交通事故防止対策を十分に行うこと。特に、遊佐町十里塚海水浴場の利用と工事が重なる期間については安全対策を徹底するとともに、その対策について準備書に記載すること。
- (2) 県及び遊佐町が制定又は策定している条例や関連する各種計画、ガイドライン等の趣旨を十分に踏まえた評価を行うこと。